制度名	大規模建築物等耐震化支援事業	主管課名 建築指導課・企			
		問合せ先	029-301-4716		
日份、蜥巴	市町村における大規模建築物の耐震診断補助事業及び耐震改修工事補助事				
目的・趣旨	業の普及を図る。				

※R3 年度は実施予定なし

(以下、R2 年度時点の内容)

[対象団体]

県内全市町村

[対象事業]

市町村が国土交通省住宅局所管交付金事業(社会資本整備総合交付金事業)の採択を受けて行う大規模建築物の耐震診断補助事業及び耐震改修工事補助事業

[補助要件等]

- ・昭和56年以前に建築された特定建築物を対象とした耐震診断の補助事業であること
- ・昭和 56 年以前に建築された要緊急安全確認大規模建築物を対象とした耐震改修工事の 補助事業であること

[対象経費]

- ・特定建築物の耐震診断に補助する費用
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事に補助する費用

[補助限度額等]

- ・特定建築物の耐震診断
 - 1棟当たり耐震診断に要する費用の6分の1以下
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事
 - 1棟当たり耐震改修工事に要する費用の5.75%以下

[経費負担割合]

区分	国	県	市町村	その他
耐震診断	1/3	1/6	1/6	_
耐震改修工事	33.3%	5. 75%	5. 75%	_
〔3年度当初予算額〕	〔3年度補助対象団体〕			
一 千円				- 団体

[備考]